

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 035-395-5255

URL: <http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/>e-mail: sida@union-kk.com〒170-0005 東京都豊島区
南大塚 2-33-10
東京労働会館 5F
郵便振替口座
00140-9-157425
大学非常勤講師分会

本号の主な内容

- ◆ 「奨学金」返済をめぐって(2面)
- ◆ 世界の大学非常勤講師問題—その7(4面)
- ◆ 立教女学院裁判傍聴記(7面)

日本学生支援機構(旧育英会)の奨学金返還制度が とんでもないことに・・・

民間の債務回収業者に報奨金を出し、裁判所に強制執行させる

「5年の返還猶予が過ぎて、さらに返還できないでいるとどうなるのですか」と、組合に問い合わせがあり、早速、組合員にメールで体験談を募り、日本学生支援機構の労働組合に連絡を取りました。「たちまち保証人に連絡が行き、親が払い出し、関係がまずくなった」「1年ごとに猶予願いを出せば5年間猶予されるが、猶予願いを出さないと6ヶ月たつと5%の延滞金が課される」などの体験談は、機構の規定にもあり共通していますが、年代に幅があるためか、「返還が始まった後でも、給与明細を提出して1年間返済猶予された」から、「うわさでは、裁判所の強制執行が行われた人がいる」までありました。特に、最近は窓口の対応が「とにかく返せ」一点張りになっているようです。

これまでは専任教員になれば免除されていた奨学金の返済が、薄給の専業非常勤講師にとってどれだけ重荷なものかは、ここで論じるまでもありません。そして、旧育英会が独立行政法人日本学生支援機構に移行して以来、「教育の機会均等」が投げ捨てられ、奨学金制度の約7割が有

利子貸与の“教育ローン”となり、奨学金の名に値しなくなっていることもすでにご承知かと思います。

こうした動きのなか、無利子貸与の奨学金延滞者に対する「返還促進」のための強引なやり方が検討されていることがわかりました。昨年末、行革推進本部によって設置された「奨学金返還促進に関する有識者会議」で議論されている内容です。

そもそも奨学金返済をどう考えるかという組合執行委員会の話し合いでは、「世界が教育の無償化をすすめるなかで、日本の学費が異常に高額なことが問題であり、奨学金は本来給付であるべきで返済しなくてよい」という意見から、「次の世代に対する責任として、返還するのは当然」「債務は認めたらうえで、返還猶予を求めるべき」という意見までいろいろ出ました。まだ議論の一致を見ていません。とりあえずここでは、今後進められようとしている「返還促進」についての情報を皆さんに提供することにします。以下の情報は、日本学生支援機構の労働組合か

ら寄せられた「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」発行の『奨学金の会 News』No. 9によるものです。

有識者会議では返還者の負担軽減という立場から、「返還免除制度の学部学生への拡大」やイギリスやオーストラリアで採用されている「所得連動型返還制度の導入(=年収が一定以上になったら返還する)」などの意見も出されましたが、それらは紹介されただけで、会議の中心的課題は、融資審査の厳格化や延滞率の高い大学名の公開、米国における債権回収方式の採用などでした。その内容は、回収のためにはなりふり構わない消費者金融並みのやりかたです。「個人信用機関の活用」は、つまり“滞納したらブラックリストに載せるぞ”と脅すことであり、「延滞する学生の多い学校名の公開」は、アメリカで行われているように、大学へのペナルティーとして延滞者の多い大学の学生には、奨学金を貸さない、あるいは採用枠を減らす措置につながるものです。もう一つ重要なのが、「初期延滞債権の民間委託」です。すでに3年前から民間債権会社の中・長期延滞債権の回収業務を行っ

ています。よりうまみのある初期延滞債権の回収を商売にまわし、うまくやったら回収会社に報奨金を出す制度まで考えられています。

また、支援機構の労組の書記次長の話では、今後、民間債務回収業者による容赦のない督促と「法的措置の徹底」がビシビシ行われる危険がありそうです。支援機構のホームページによれば、「法的措置」は民事訴訟法に基づく、裁判所による「支払督促」から、「仮執行宣言付支払督促」、「強制執行」をさします。つまりは奨学金を単なる金融事業と位置づけ、一般債務として取り立てようということです。

薄給の専業非常勤講師に限らず、格差と貧困が広がるなかで、2005年度の滞納理由の1位、2位は「低所得」「無職・失業」が42%を占め、返したくても返せない人々がたくさんいることがわかります。「教育の機会均等」のために学費はどうあるべきか、奨学金制度はどうあるべきかは、今後じっくり議論する必要がありますが、今、行われようとしているこうした強引な「返還促進」に対して、はっきりと反対の意思表示をすべきではないでしょうか。(IS)

「奨学金」返済をめぐる

古葉計一

「奨学金を返済しないでいるとどうなるか」の件で若干でもお伝えしたく、ここに奨学金をめぐる現状を書かせていただきます。

修士・博士の大学院の期間中受け、育

英会からの第一種奨学金で計450万ほど「借りて」おりますが(さらに支援機構とは別種の貸与の奨学金もあり、こちらもおなじく悩みの種です)、私の場合、猶予期間を過ぎ、収入もおぼつかないので放

置しておりました。すでに払い込み票は何度も自宅に届いています。

支援機構からの直接の電話も何度かありました。その後、「保証人」である親元にも払い込み票とともに、返済しない場合、法的措置を講ずる旨の通知が届きましたが、そのため親が精神的に不安定となり、それゆえ自身も大変な精神的負担を強いられるという事態が発生しております。現在も彼らの精神的な不安定状況は継続しているといえるのですが、この先このような状態が続くことははっきりいって耐えがたいし、さまざまなことに支障をきたします。

また、支援機構でなく民間の債権管理会社からも電話がかかり、払い込み票の入った封書が届いております。これは私本人の所にも、それからやはり親の所にもあり、管理会社の電話対応はいまのところはまだソフトでしたが(私の所にかかってきたときは「返済を願います」という感じだったのですが、親にかかってきた方はわかりません)、民間でもありますので、これから先どんな取立てをされるかと思うとやはり不安になります。

法的措置云々というのは、「返済未済奨学金の一括返還請求(支払い督促申し立て予告)」が届いたことです。この書類には、上記の返済金額とともに、4月末までに入金しないと「返還強制の手続きをとることになるのでご承知おきください」との文言が入っています。裁判所に「支払督促申立」をする旨が別紙にて「最終通知」という形で添付されており、内容も形式もほとんど水道料金滞納時の給水停止予告書と同様のものでした。こういうものが届いて、これについて親とのあいだで諍いが生じています。

親はすでに年金生活で夫婦15万たらずで生活しており、私と同じくこの金額では「返済」などできるはずもないのですが、「おまえが返せない(返さない)」というのなら支援機構と交渉してこちらで少しずつでも返す」といってききません。親にかんしていうなら、「借金」を「返さない」ことは「人でなし」であり、世間的には「落伍者」であり「国」のやることに間違いはない、という通念が強く、また「法的措置」という脅迫めいた文言が彼らにはきいているようです。こうした親との無意味なやりとりだけで、私の方は過重な負担となり精神的にも追い詰められます。

裁判所が絡むことを回避し、親の精神的不安を取り除くためにも、仕方なく私自身が支援機構に直接電話をかけ、担当者たちとかけあいました。二度三度とかけたのですが、対応したのは、債権管理課と返還猶予課という部署です。対応としては、債権管理課のほうはあまり聴く耳もたずな感じで、マニュアル的に応じている印象をもちました。

やりとりの過程において、現在の時点の収入が過少であることを述べると、「月収10万でも返済している」などとの返答もあり、耳を疑うというか塚が明かない感じでした。それに比べ、あとから電話をかけた猶予課のほうは、対応に若干幅がありました。ときどき対応する人にもよるのでしょうか、一応対話可能とでもいうのでしょうか。その条件なら猶予可能性もあり、(猶予になるかどうかわからないが)審査をしてみるのでも課税証明や源泉徴収票など所得関係の書類を提出してくれとのことで、書類を提出し、現在のところなんとか猶予となった次第です。

返済し始めれば、ただでさえ現状苦し

いのに、今よりもいっそう生活、研究、教育活動に支障をきたすことは自明です。そのうえ民間会社を取立てをさせるとなると、今後どのような措置が講じられるかわかったものではありません。「契約なんだから返すのが当たり前」だとか、親にまで返済をせまり、その点でも事実上ローンである「奨学金」という名ばかりのこのひどい制度には、不安とともに非常に強い憤りを覚えます。

奥島元早稲田総長は「いまどきお金がなくて大学にいけない子なんかいない」と放言したそうですが、まずもってそんなことを口にすること自体信じがたいし、怒りを乗り越えてその精神性の貧弱さと救いがたさに呆れ返るばかりです。財務省が教育関係費を圧縮するため、「奨学金」の返済延滞が2300億あり、取り立て努力を怠っているなどと文部科学省・学生支援機構をはじめ関係各所の非難キャンペーンを張っているようですが、教育を無償で提供できないというのはどういうことなのか、財務省はいわずもがな文科省や支援機構には考えてもらいたいと思います。財務省の思惑でいえば、今後そもそも、教育の分野に教育ローンなどで民間金融機関が乗り込もうと手ぐすね引いているのは誰がどう見たって明らかで、それゆえ支援機構などは、いわば民

業圧迫ということで邪魔になるからはやく潰してしまえ、というのがみえみえです。

目を疑うような大学の高額の学費状況が野放しであり(私たちや学生たちが勉強し研究することを妨げているとしか思えず、血の滲む思いをして払ってきた学費をいまずぐ返却せよと言いたいくらいですが)、教育を受けたことで借金を負うような制度は崩さねばならないと思います。

非常勤講師の待遇と日本の「奨学金」制度、学費の状況は、文教政策の無思考、貧困ぶりと相俟って同根なのだと思います。高等教育体制のこうした理不尽さを解除するためにも、当方としても何らかの手立てを考えていきたいと思っております(たとえば、さらなるローン化の一環で、免除職規定がなくなったようですが、専任になれば「返して」しまえるので、「返せない」こちらにいっそう皺寄せがくるような気がします。専任にも訴え「返せるようになった、ああよかった」ではなく、学費は無償であるべきことを前提として、「返して」しまえることの意味を考えてもらわないといけないと思っています)。

上記、参考になるかどうかわかりませんが、ここに一例としてご報告いたします。

世界の大学非常勤講師問題—その7

日本における外国人非常勤講師 — “ノーといえない臨時雇い”

日本の国立大学の外国人講師—と言えは聞こえがよい。しかし、日本における多

くの物に似て、外見があなたを騙すことはしばしばあり、どう物事が展開するか

は全くわからないのだ。外国人が日本という国にたどり着くには様々な理由がある。専門の研究、結婚、家族、運命、チャンスなど。いまや日本の大学や短期大学で働く外国人はますます増えている。ある人は常勤として、ある者は契約講師として。日本の国立大学における外国人教師は契約による—これは、日本国政府が外国人に日本へ来て、外国語を(あまり長期にではなく)教えてほしいと考えていた時代の遺物である。ある者はこの契約を短期間の外国経験をするため、あるいは何か他の事のための足がかりにするためこの契約をむすぶ。だが、多くの者は日本の学術界に常勤の地位を得るためにである。

日本の大学での外国人の経験はさまざまな事情に応じて特徴的な形をとる。ほとんどの外国人はやむを得ずその人の専門分野に関係なく言語教育に携わることになる。授業計画、学生または当人次第で、日本の大学において外国語を教えることは楽しい場合もあればつらい場合もあるし、ときには非常に消耗することもある。

授業計画のなかには、とてもよくまとまり、バランスのとれたものもあるが、その他ほとんどはまとまりを欠き、全てが個々の指導者のきまぐれにまかされているのだ。学生は、とてもやる気があり、熱心であるか(これはほとんどの場合では少数)、あるいは、勉学に対しては怠け者で、アルバイトに忙しい。それを心に留めれば、外国語専門の教師は学問研究のチャンスや、潜在能力を發揮する機会は無限にあるとっていいだろう。しかし、日本にいるすべての語学教師が皆、言語の専門家というわけではないし、日

本の学術界においてそのことが有益でもないだろう。私のような社会学者にとっては、いつもどちらを優先させるかということで、悩むことになる。

私の日本での学問に関する経験は今までのところ報われているが、びっくりすることもある。私は、目下のところ日本の田舎のへんぴな所—東京や都会からほど遠い—にある国立大学の外国人講師である。ここでの私の経験は全く個人的なものであるが、似たような話は多い。私はミネソタの大学で学士号をとり、一定期間アメリカの高校で教鞭を取った後、日本で語学学校を開いた。日本の社会のなかに取り込まれ、この社会の言語に堪能になり、日本の国立大学の社会科学の修士号をとり、その後すぐに、私立大学に地位を得た。英語を母国語とする私には、山ほどの英語のクラスが割り当てられた—英文法からリスニング、作文に読解に至るまで。

私は同時に、自分の研究も続けながら、英語教育のスキルをもみがき、英語を外国語として教える資格を論文修士号でとった。そこで、ある国立大学から、外国語教員としてのポストをあたえられたとき、私は常勤の名誉を選んだが、今の私は、1年契約の外国人教師であり、曖昧な仕事上の責任と不確かな将来を持つことになった。

私の契約は実に巧妙なやり方で、非常に曖昧に—つまり大学に有利に一書かれている。そしてこれは、私と、大学の学長の間で取り交わされたものである。その結果、経営当局と学部の間、あるいは様々な学部間で争いが起ったとき、一体私はどこに忠誠を誓えばよいのかわからない。のみならず、大学での毎日の生活

上の義務や、次年度の契約の確保、常勤の地位の見通しとそのための努力(研究結果、その出版が必要)との間でどちらを重視したらよいかの葛藤に悩まされることになる。カリキュラムが改革され更に多くのクラスをもたされるような場合、契約内容を越えた受け持ちを拒むべきだろうか？

私は余分なクラスを断るべきなのか。学長が私に新しい授業計画で教えるよう要求したとき、ノーと言ったら私の将来はどうなるのか？

私の同僚たちは日々の仕事面では丁寧な態度で接してくれたし、時には彼らの英語の論文のプルーフ・リーディング(校閲)を引き受けた折などは、とても感謝されて、気分もよかった。だが、なかには協力したのに実に素っ気ない態度を示され、びっくりしたこともあった。このプルーフ・リーディングというのは、たいてい私の知らない分野に関する論文であり、校閲というよりむしろほとんど全部を書き直すという仕事である。私は、環境経済学、看護学、地質学、アフリカ民俗学、統合失調症、生成文法、てんかんなどなど、去年だけでもこれだけの論文のプルーフ・リーディングをやったのである。こういったその論文に関わった沢山の人々は、私が直面している緊張感や不安には全く気付いていない様子であった。当時私は、自分の研究を出版しなければならないし、同時にこの大学にどんな貢献ができるかという私の長期的見通しも模索していた。再度、私は現在直面している問題を優先させるべきか、あるいは、将来の見通しの問題を優先させるべきかの問題に直面した。私は同僚の申し出を断ったとしたら、非協力的人物と

いうレッテルを貼られるのだろうか？断った相手の同僚が将来私を雇用するかどうかの委員会の委員になったらどうしよう。そんな危険は冒すまい、と考論文の書き直しを手伝った。

私には、準備して教えるクラスがあり、助言をしてあげる学生がいて、参加すべき委員会もあった(私にはその権利あったし、私の学部では外国語関係の委員会には出席する義務があったのだ)。そして、幸いなことには、私には進めるべき自分の研究、その出版もあったし、その間、日本語の技能も磨けた。外国人講師として、私は二つの役目を果たしていたのである。ひとつは日々の仕事の義務、もう一つは専任のポストへの見込み。私はいつか自分の専門の分野で応募することを決して忘れてはならない。そのために必要なのは立派な履歴書とその内容について日本語で説明する能力の両方である。

この文章は負け惜しみに思えるだろうか。私はそうは思っていない。私は現在私の苦しい契約状況に騙されたのでもなく、この契約形態を悔いているわけでもない。さらに常勤職へと首尾よく移行できるかどうかは私自身の力—専門分野の出版と個人的関係などの力—によるものである。この文章は一方で、私の現状に対する不満を表しているが、他方、忍耐力が必要であることも述べているつもりだ。私の不満は制度に対してであって、これは一見改善不可能に見えるばかりではなく、この制度が改善に向って多大な貢献が出来るはずの外国人の意見を聞くことに対してまったく関心がないのである。しかし私は忍耐強い。なぜなら、そうあることがしばしば日本という国で成功する鍵であるからである。(Anthony S.

立教女学院裁判傍聴記

去る8月25日、9月1日に東京地裁で行われた清野さんの裁判を傍聴してきました。

ご存知の通り、この裁判事案は、派遣を経て嘱託という名目で立教女学院大に直接雇用された清野さんが、事前に知らされてもいない3年雇い止めというルールにかかるという理由で、いきなり雇止めを受けたというものです。よって、この訴訟の重要な論点は、正規職員と同様に働いていた清野さんがしっかりとこの3年雇い止めの説明を受けたうえで解雇されたかどうかという点になります。

証人尋問が行われた当日、両日とも傍聴席に入り切れない80人ほどの方々が傍聴に参加され、清野さんに対する支援の程が裁判官にもしっかりと伝わったと思われます。

その証人尋問ですが、通常の民事訴訟の場合、原告側の証人(：原告本人を含む)に対する尋問と、被告側の証人に対するものが行われます。今回の裁判で言えば、8月25日が原告側の、9月1日が被告側の証人に対するものでした。

そこで、2回ともこの公判を傍聴した筆者が稚拙ながらも、そこで争われた論点を、9月1日の公判を中心に整理して、皆さんにお伝えしたいと思います。

8月25日には清野さんと同様に雇い止めを受けた早川さんと、原告である清野さんに対する証人尋問が行われました。

原告側の弁護士が両証人から引き出した証言は、清野さんを含む嘱託職員に3年雇い止めの説明があったかどうかという点についてのものでした。当然、その説明はなく、あったのは3年を超えた場合には勤務時間が短縮されるというものだけだったという証言でした。

9月1日には被告側の証人、清野さんの当時の直接の上司だった佐久間氏と、人事上の上司だった原田氏に対する尋問が行われました。

被告側弁護士に答えて、佐久間氏は以下の証言をしました。

派遣時代について、派遣元会社主導で毎度行われていていた事前面接が違法であることは承知していた、と証言が出ました。また、清野さんがしていた仕事はいわゆる5号業務に限定されていなかったとの証言が出されました。これは、派遣労働者に対する事前面接が派遣法の努力義務規定によって禁じられてはいたが面接が行われていたし、5号業務、すなわちOA機器操作という専門的な仕事に清野さんの仕事が限定されなければ派遣法違反であることを認識したのにその範囲を逸脱した仕事に従事させていたことを明らかにし、派遣時代の清野さんの雇用のあり方に問題があったことを被告側が自ら認めたものです。おそらく、この派遣法違反は明白で、かつ従来どこにも見られるほど一般的なもので、この点については争わ

ないことで、裁判官の心証を害さないようにしようとの狙いがあったと考えられます。

最後に、清野さんの仕事は専任職員と同様のものだったが、嘱託は細々とした事をして、専任は表に立つような仕事をしていたとの証言が出ました。

次に原田氏からは以下のような証言が引き出されました。

本年度に職員の募集をしたが、それは退職者の後任のためであって職員の増加はないと。これは清野さんが雇止めにあった以降に人員の不足はないと言いたいがためでしょう。

また、現在は3年雇止めを書類で明記しているが、それはこの争議で問題になったので3年であることを明確にすることも証言されました。これは、被告側の明らかな失点だと思われます。ご存知のように、労基法を筆頭に非正規雇用であっても労働条件を明示することを事業主は求められています。よって、この証言は清野さんには3年雇止めという労働条件が明確には示されていなかったことを暗に意味すると思われるからです。

これにたいし原告側の弁護士からは以下のような反対尋問がなされました。

佐久間氏に対して、いわゆる5号業務以外の仕事で清野さんが従事した仕事を具体的に上げ、その認否を確認させました。当然、佐久間氏は認めざるを得ず、認識が甘かったと証言しました。

もっとも重要な点、3年雇止めについて説明したかについて、佐久間氏は改

めて説明をしたと証言しましたが、原告側弁護士は説明したことは憶えているのに、その説明に対する嘱託の人たちからまったく質問が出なかったということの不自然さを追求しました。

また、原田氏は3年雇止めについての説明についてのシナリオがあるので、その説明を佐久間氏がしなかったことはないと証言しました。これはあまりうまくない説明です。つまり、佐久間氏のメモにあったことをもって説明が実際になされたと言っているだけに過ぎず、原田氏自らの記憶として佐久間氏が説明をしたと証言しているのではないからです。

なお、この反対尋問の最後で原田氏は、3年で雇止めになった後、また新たに嘱託として勤めている者がいるとの証言をしました。これは予定外の証言だったようで、被告側弁護士が何とか取り繕おうとしていました。というのは、この証言は3年という短期間必要とされた労働力として存在しているわけではないからこそ、いったん雇止めした後、再度雇用されている者が存在していることを示す事実だからです。

この2回目の公判の最後に、裁判官の方から和解の提示がありましたが、あっさりとして被告側弁護士が判決を求めると発言しました。担当裁判官がどのような判決を出すのか注目されますが、清野さん側に不利となるような判決はよもや出されないと思います。どこまで踏み込んだ判決が出されるのか注目してみたいところです。(KM)

【編集後記】 8月25日の原告側証人尋問の後半だけですが、私も裁判を傍聴しました。被告側の弁護士がプライバシーにまで立ち入って質問するには驚かされましたが、清野さんが臆することなく堂々と答えていたのが印象的でした。(行)